

議事要旨(3)実務対応報告公開草案第 22 号(実務対応報告第 15 号の改正案)「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(案)」のコメントについて

中居研究員より、公開草案に対し、団体から 4 件、個人から 1 件のコメントが寄せられたことが報告され、続いてその内容について審議事項(3)「主なコメントの概要と対応」に基づき説明がなされた。

コメントに対応して追記することとした項目および内容は次のとおりである。

- 1(1)本実務対応報告の対象とする排出クレジット
「排出クレジットの性格についての記述について、『京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について』(平成 18 年 1 月 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会)が報告されており、排出クレジットの最終的な法的性格を結論づけるには至らなかったものの、動産類似の性質を持つものと観念する等、一定の財産権性を踏まえた記述内容となっていることから、その存在及びその内容についても、併記する等、相応の言及についても必要性があるのではないか」というコメントに対応し、脚注により当該資料を参照することとした。
- その他
「排出量取引は新しくかつ非常に特殊な取引であり、また、日本は諸外国とは異なる独自の仕組みが採用されようとしているため、それに係わる会計処理について説明があっても、そこで前提とされている排出量取引の仕組みは理解しづらいものと考えられる。そこで、本公開草案が前提として考えている排出量取引の仕組みについて、付録で図を用いて説明することが望ましい」というコメントに対応し、「公表にあたって」における<参考>として追記することとした。

さらに、これらを反映した改正実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」の公表(案)及び、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(案)の修正案についての説明が行われた。

委員等より、特段の意見、質問はなかった。

以 上